


所管部課	市民部保険年金課	部長	田村 美砂		
件名	東大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市国民健康保険税条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>未就学児の国民健康保険被保険者に係る被保険者均等割額の減額措置が、令和4年度課税から実施されることに伴い、規則で定める様式について必要な改正を行う。</p> <p>(1) 改正する様式</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税納税通知書（第4号様式） 被保険者均等割額の軽減額算出方法に関する記載の追記を行う。 <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響および効果 政令等に則り、国民健康保険税の賦課に関する事務を適正に遂行することができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年9月 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 公布</p> <p>令和4年3月 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 公布 文書課審査済み</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。